申殿	桁行三間、梁間一間、切妻造段違、銅板葺					
拝殿	桁行二間、梁間一間、切妻造、銅板葺					
楼門	三間一戸楼門、入母屋造、下層南面庇付、軒唐破風付、銅板葺 附・棟札　一枚 宝暦九年三月					
東宝殿	桁行三間、梁間一間、切妻造、向拝一間、銅板葺					
西宝殿	桁行三間、梁間一間、切妻造、向拝一間、銅板葺					
東回廊	桁行八間、梁間二間、切妻造、桟瓦葺					
西回廊	桁行五間、梁間二間、両下造、桟瓦葺					
西門	四脚門、切妻造、銅板葺					
大門	四脚門、入母屋造、南北面突出部、向唐破風造、東西脇門、切妻造、銅板葺 附・棟札　一枚 明治三年六月					
	附・宝蔵　一棟 桁行六・〇メートル、梁間四・〇メートル、土蔵造、二階建、切妻造、桟瓦葺					
	・八王子社　一棟 一間社流造、銅板葺					
	・絵図面　四枚 本殿建地割図、楼門建地割図、由原宮境内指図、由原宮境内絵図					

○文部科学省告示第九十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十九条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財の指定を解除する。

平成二十三年六月二十日

文部科学大臣　髙木　義明

番号	名称	員数	構造及び形式	関係告示	所有者	所有者住所	所在地
一	旧住友家俣野別邸	一棟	木造、建築面積四五六・二三平方メートル、二階建、一部地下一階、桟瓦葺 附・附属屋　一棟 木造、建築面積五二・三九平方メートル、桟瓦葺 宅地、畑、山林　五三七七二・〇二平方メートル 一三番一、一六番一、同三、同六、同八、一八番一、六九番二、同三、七三番、七五番二、八〇番一、九四番一、同二、二〇四番一、二一九番二 右の地域内の石垣、門塀、擁壁を含む	平成十六年七月六日文部科学省告示第百二十号	国（文部科学省）	東京都千代田区霞が関三丁目二番二号	神奈川県横浜市戸塚区東俣野町字南町

○文部科学省告示第九十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する。

平成二十三年六月二十日

文部科学大臣　髙木　義明

名称	所在地	区域	面積
南会津町前沢伝統的建造物群保存地区	福島県南会津郡南会津町	南会津町前沢の一部	約一三・三ヘクタール